

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)8月21日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】Y社に委託して行った商品先物取引において損失を被ったXが,Y社の担当従業員らに対し適合性原則違反,説明義務違反等,Y社役員に対して内部統制システムの構築義務違反があったとして損害賠償を請求し,3割の過失相殺の上その請求が認められた事例(平成25年3月15日名古屋高裁平成24年(ネ)第631号,654号)

【2】マンションの耐震強度不足の瑕疵につき指定確認検査機関Y1に建築確認の構造設計上の誤りを是正させずに建築確認を行ったとして,地方公共団体Y2は建築確認の責任を負うとして各々損害賠償を請求したが,Y1の過失を認め請求を認容,Y2への請求は棄却された(平成24年1月31日横浜地裁平成21年(ワ)第4065号)

【3】原告(適格消費者団体)は被告(ソフトバンクモバイル)に対し契約期間2年間の携帯電話通信契約を中途解約する際に解除料9975円の支払義務を定める条項が消費者契約法9条1号,10条に反し無効であるとし12条3項に基づき差止を求めたが,請求が棄却された事例(平成24年11月20日京都地裁平成23年(ワ)第146号)

【4】Yから共同住宅の建築を請け負ったXは,Yに対し請負残代金15億8145万円の支払いを求め,YはXらに対し瑕疵担保責任等に基づき37億9114万2025円の連帯支払いを求めた。Yの相殺の意思表示を認めた上,Xの請求を一部認容し,Yの請求は棄却された(平成25年2月26日大阪地裁平成22年(ワ)第136号)

【5】保証債務の履行を求められたY信用保証協会が,X信用金庫が融資した借主A,Bは暴力団系企業であるとして錯誤による保証契約の無効,保証条件違反による保証人の免責等を主張。保証契約の要素の錯誤該当性を認め,借主の調査確認の責任はXにあるとした事例(平成25年4月23日東京地裁平成23年(ワ)第38793号)

【6】保証債務履行を請求されたY信用保証協会が,X銀行が融資したAは暴力団系企業であるとして錯誤による保証契約の無効,保証人の免責を主張したが,主債務者が暴力団系企業でないことが契約合意されていたとは認められないとしてYの錯誤無効の主張を排斥した(平成25年4月24日東京地裁平成23年(ワ)第28762号)

(商事法)

【7】コンビニのフランチャイジーXらが,見切り販売をフランチャイザーYが不当に妨害したとして逸失利益の賠償を求めた事案。Yののれんの価値を高めるべく見切り販売を勧めず推奨価格を維持するよう指導するのはYの経営方針として是認できるとして請求を棄却(平成24年10月18日東京地裁平成22年(ワ)第47407号)

【8】譲渡制限付株式の買取請求にかかる株式売買価格の決定につき,収益還元法で算定された価格(非流動性ディスカウントを15%とする)を80%,配当還元法で20%の割合で加重平均して株価を算定した裁判所鑑定が是とされた事例(平成25年1月31日大阪地裁平成22年(ヒ)第54号,62号)

(知的財産)

【9】アディダス・グループ企業(X)が四本線のストライプの商標(本件商標)の登録無効を求めた審判請求が不成立となり,その取消しを求めた。需要者が本件商標を使用した商品をアディダスの商品(三本線ストライプ)と混同するおそれがあるとしてXの請求を認めた(平成24年11月15日知財高裁平成23年(行ケ)第10326号)

【10】特許出願人である原告が,本願発明と引用発明との相違点の看過等を主張し,拒絶審決の取消しを求めた事案。相違点に係る本願発明の構成とすることは当業者が容易に想到し得ることであって原告の取消事由に関する主張に理由がないとして請求を棄却した(平成25年8月6日知財高裁平成24年(行ケ)第10452号)

【11】特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって,原告が本願補正発明(化粧用チップ)と引用発明(アイライナー)との相違点の看過並びに相違点に関する容易想到性判断の誤りを主張し,原告の請求が認められた事例(平成25年8月9日知財高裁平成24年(行ケ)第10412号)

【12】漫画家である原告が,被告が原告の描いた似顔絵を無断で画像投稿サイトに投稿しかつ原告が被告に殺害予

告をしたと投稿をした行為は原告著作権を侵害し、名誉棄損にあたるとして400万円の損害賠償を求めたところ、両請求に対し各15万円が認められた事例(平成25年7月16日東京地裁平成24年(ワ)第24571号)

【13】原告ら開催のファッションショーの映像を被告らがテレビで放送したことが原告会社の著作権、著作隣接権、原告Aの著作者及び実演家としての人格権の侵害になるかが争われたが、同映像の著作物性が否定され、モデルの動作やポーズは実演に当たらないとされた(平成25年7月19日東京地裁平成24年(ワ)第16694号)

(民事手続)

【14】住友電工の株主らが、カルテルに関する株主代表訴訟において、公正取引委員会の収集資料について文書提出命令を申立てたところ、対象文書の内容等に照らし除外部分以外の開示について自発的な協力の阻害、証拠隠滅等のおそれはないと判示(平成24年6月15日大阪地裁平成23年(モ)第566号)

(公法)

【15】産廃処理施設の設置許可の取消しの住民訴訟において、産業廃棄物処理業者(補助参加人)は県(被告)に補助参加した。第一審判決後被告は控訴せず、補助参加人の控訴を取下げたのに対し補助参加人がそれを無効として争ったが、控訴審は訴訟の終了を宣言した(平成25年1月24日仙台高裁平成24年(行コ)第12号)

(社会法)

【16】米国金融情報通信社Yの記者Xは、上司との関係を築けない、記者としての能力不足を理由に解雇されたため解雇無効を主張し地位確認等を請求した事案。 を解雇事由とすることには客観的な合理性(労働契約法16条)がなく解雇は無効であるとした(平成24年10月5日東京地裁平成23年(ワ)第8573号)

(その他)

【17】交通事故死した被害者の相続人代理人弁護士が医療過誤で病院から解決金6600万円を受領、これを秘して加害者に損害賠償請求訴訟を提起し9000万円の支払いを受けた。賠償金を支払った保険会社はこれを損害の二重請求だとして損害賠償を求め、主張が一部認容された(平成24年7月9日東京地裁平成23年(ワ)第1628号)

【18】弁護士法に基づく照会につき、守秘義務を理由としてクレジットカード会社(Y)が回答を拒絶した事案について、Yは回答をするべき公的な義務はあるが、その義務に違反しても直ちに不法行為法上違法とはいえないとして、損害賠償請求は棄却された事例(平成25年2月8日名古屋地裁平成23年(ワ)第6962号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 名古屋高判平成25年3月15日 金法1974号91頁

平成24年(ネ)第631号,同654号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(控訴棄却・附帯控訴棄却)

Xは,平成6年4月から会社勤めをし,Y社と取引を開始した平成20年2月当時は,34歳の独身であり,市営住宅で父と同居して生活していた者であるが,Y社に委託して行った商品先物取引において損失を被ったことにつき,Y社の担当従業員らには,適合性原則違反,説明義務違反,新規委託者保護義務違反,断定的判断の提供,一任売買,委託者に不利益な取引の勧誘(両建て,無意味な反復売買),仕切拒否・回避,無断売買,無敷・薄敷及び迷惑勧誘の違法行為があり,これらは,取締役会の営業方針に従って組織営業として行われた会社ぐるみの不法行為であり,また,Y社の取締役らには,従業員の教育及び顧客との紛争を防止するための管理体制の整備義務違反並びに会社法所定の内部統制システムの構築義務違反があるなどと主張して,Y社,その担当従業員ら及び取締役らに対して,損害賠償を求めた。1審判決は,Y社の担当従業員らの勧誘・受託行為には適合性原則違反があると判断して上記従業員らの不法行為責任およびY社の使用者責任を認め,Y社の取締役らについては,代表取締役としての業務の執行または同業務の監視義務の懈怠について重大な過失があるとして,会社法429条1項に基づく損害賠償責任を認めた上,3割の過失相殺をした。これに対し,Yらが控訴し,Xが附帯控訴したのが本件である。

本判決は,Y社の従業員らについて,差玉向かい及び取組高均衡手法についての説明義務違反を認めるとともに,手数料稼ぎの目的で,次々と投資可能資金額及び証拠金額を増額させ,相当回数に及ぶ特定売買を含め,Xの資産状況に照らして明らかに過大な取引を勧誘,受託してXに多額の損失を被らせたことと認定して,取引継続段階における適合性原則違反,委託者に不利益な取引の勧誘(両建て,無意味な反復売買),無敷・薄敷,指導・助言義務違反による共同不法行為責任を認め,Y社については,民法715条1項に基づく使用者責任を認めた。また,Y社の取締役らの責任については,Y社が行ってきた業務に関する準則やマニュアルの制定,従業員に対する研修制度や業務監査制度の導入,主務省及び商品取引所の監査や指導等を受けての業務改善等の制度や施策の実効性は疑問であり,本件取引当時,取締役らは,Y社の従業員が適合性原則違反等の違法行為をして委託者に損害を与える可能性があることを十分に認識しながら,法令遵守のための従業員教育,懲戒制度の活用等の適切な措置を執ることなく,また,従業員による違法行為を抑止し,再発を防止するための実効的な方策や,会社法及び同法施行規則所定の内部統制システムを適切に整備,運営することを怠り,業務の執行またはその管理を重過失により懈怠したものであるとして,会社法429条1項に基づく損害賠償責任を認めた(なお,Xには損害の発生及び拡大について一定程度の落ち度があるとして,1審判決同様,3割の過失相殺をした。)

(2) 横浜地判平成24年1月31日 判例タイムズ1389号155頁

平成21年(ワ)第4065号損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

Xらは,(株)ヒューザーからマンションを購入したが,耐震強度不足の瑕疵があるとし,建築確認を行った指定確認検査機関Y1に対し,Y1は構造計算の不備に気づき是正を求めたが,これに対してなされた修正に構造設計の基本的事項に関する誤りがあったにもかかわらず,その誤りを是正させずに建築確認を行った過失があるとして,損害賠償を請求し,合わせて,地方公共団体Y2に対し,指定確認検査機関が行った建築確認について責任を負うとし,国賠法1条1項に基づく損害賠償を求める等した。本判決は,Y1は上記修正が適正なものがどうか確認する義務があったにもかかわらずこれを怠ったとし,過失を認め,請求を認容したが,Y2については,特定行政庁が監督権限を怠った場合には地方公共団体も責任を負うが,本件はそのような場合に当たらないとして請求を棄却した。

(3) 京都地判平成24年11月20日 判例タイムズ1389号340頁

平成23年(ワ)第146号解除料条項使用差止請求事件(請求棄却・控訴)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130118112142.pdf>

原告(適格消費者団体)は,被告(ソフトバンクモバイル)に対し,契約期間2年間の携帯電話通信契約を中途解約する際に解除料9975円の支払義務を定める条項が消費者契約法9条1号,10条に反し無効であるとし,12条3項に基づき差止めを求めた。本判決は,本件解除料は法9条1号の「解除に伴う損害賠償を予定し,又は違約金を定める条項」に該当するが,「平均的な損害の額」については,解約により被告に生じる逸失利益に契約残期間の平均を乗じたものであり,解約を指向する消費者においては解約しなかったときに使用料を抑制する可能性があるので通信料等の平均的使用金額が2年間を通じて存続するという前提ではなく,基本使用料等の固定的な費用を基礎に算定するとし,結果,その金額が1万2964円となり本件解除料はこれを下回るため同条同号に反しないと,同法10条については,本件契約は準委任契約類似の無名契約であり民法651条を参考にすると任意規定の適用に比して消費者の権利を制限し義務を加重するため法10条1項前段に該当するが,消費者は本件解除料の存在を認識した上で経済的合理性等を考慮

して本件プランを選択していること等から信義則に反しているとはいえず同条後段に該当しないとし、請求を棄却した。

(4)大阪地判平成25年2月26日 判例タイムズ1389号193頁

平成22年(ワ)第136号請負代金請求事件(甲事件),平成23年(ワ)第1926号損害賠償請求事件(乙事件)(一部認容(甲事件),請求棄却(乙事件)・控訴)

本件で,不動産分譲業者Yから鉄筋コンクリート造陸屋根14階建の共同住宅(本件建物)の建築を請け負ったXは,Yに対し,残代金15億8145万円等の支払いを求め(),Yは,本件建物の瑕疵を理由に,Xに対し,瑕疵担保又は不法行為に基づき,X取締役に対し会社法429条1項に基づき,X従業員に対し不法行為に基づき,37億9114万2025円(建替費用相当額30億7785万2292円を含む)の連帯支払いを求めた()。本判決は,瑕疵の有無について,コンクリートの増し打ちについては,関連する構造計算書の内容等を具体的に検討すると瑕疵に当たるとはいえない,耐震スリットの施工は不良である,基礎梁については,建物完成後比較的短期間に多数のクラックが発生し,漏水している箇所があることから何らかの施行不良が推認される,その他の瑕疵については,関係証拠及び専門委員の説明等を総合すると瑕疵に当たるものとそうでないものがある等とし,損害額については,本件建物は補修可能であり,瑕疵修補費用として工事費及び入居者の仮住まいの費用の合計5599万8219円及び調査費用と弁護士費用相当額を認める等とした上で,Yの訴状に相殺の意思表示がなされているとし,結果, について15億0445万1781円の範囲で認容し, を棄却した。

(5)東京地判平成25年4月23日 金法1975号94頁

平成23年(ワ)第38793号 保証債務履行請求事件(請求棄却)

本件は,借主A及びBに対してそれぞれ融資を行ったX信用金庫が,Y信用保証協会に対して各保証債務の履行を求めたところ,Y信用保証協会が,借主A及びBは暴力団が実質的に経営していた会社であるとして,錯誤による保証契約の無効,保証条件違反による保証人の免責等を主張し,これを争った事案である。なお,Xは,予備的に,Yは反社会的勢力を主債務者とする保証契約をしないよう注意すべき義務があるのに,これを怠り保証契約を締結した結果,XはYから代位弁済を受けることができると誤信して貸付けを行い,損害を受けたとして,不法行為に基づく損害賠償も請求している。

本判決は,A及びBは反社会的勢力に該当すると認定した上,本件各消費貸借及び本件各保証は,金融機関や信用保証協会が,監督官庁の指導のもと,反社会的勢力を排除するための契約条項を検討し,公表するなどしていた時期に行われたものであること,および,Yは,信用保証協会法に基づき,中小企業者等の債務を保証することを主たる業務として設立された公的性格を有する法人であることを考慮すると,本件各保証が行われた当時,主債務者が反社会的勢力関連企業であることが判明していれば,Yにおいて信用保証することはなかったことが明らかであり,Xにおいても,そのことは当然に認識可能であったと考えられるから,主債務者が反社会的勢力関連企業でないことは本件各保証に係る法律行為の要素であったというべきであると判示して,保証契約の要素の錯誤該当性を認めた。なお,不法行為責任の成否については,Yは,Xのために,その貸付先の適格性について調査確認する義務を負わず,むしろXにおいて,Yに対し信用保証を依頼する前提として,A及びBが反社会的勢力関連企業でないことについて調査確認を行うべき責任があるなどとして,これを否定した。

(6)東京地判平成25年4月24日 金法1975号94頁

平成23年(ワ)第28762号 保証債務請求事件(請求認容)

本件は,借主Aに対して融資を行ったX銀行が,Y信用保証協会に対して保証債務の履行を求めたところ,Y信用保証協会が,借主Aは暴力団が実質的に経営していた会社であるとして錯誤による保証契約の無効,保証条件違反による保証人の免責等を主張し,これを争った事案である。

本判決は,保証契約が無効となるには,主債務者が反社会的勢力関連企業でないことが,明示または黙示に意思表示の相手方であるXに表示されて保証契約の内容とされており,もし認識の齟齬がなかったならば,Yが保証契約に係る意思表示をしなかったであろうと認められる場合でなければならぬと判示した上で,XとYとの間においては,保証契約の締結までに主債務者が反社会的勢力関連企業であることが判明した場合には,保証契約を締結しないことが当然の前提となっていたとしても,それは,いわば共通の行為規範を有していたにとどまるというべきであり,主債務者が反社会的勢力関連企業でないことが合意の内容となっていたと認めることはできないと述べて,Yによる錯誤無効の主張を排斥した。なお,Yによる保証条件違反による保証人の免責の主張については,反社会的勢力関連企業に対する貸付けでないことが本件各保証契約における保証条件であったと認めることはできないと判示した。

【商事法】

(7)東地判平成24年10月18日 判例タイムズ1389号212頁

平成22年(ワ)第47407号損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)

コンビニのフランチャイジーXらは、フランチャイザーYに対し、販売期限が迫ったデイリー商品(弁当等)の値引き販売(見切り販売)を不当に妨害されたとし、見切り販売の制限は加盟店の利益の拡大を目指して行われるべき経営指導に反し、加盟店契約上の義務違反であるとして、逸失利益(同販売をしていなければ得られたであろう利益)の賠償を求めた。本判決は、統一性のあるイメージを構築して全国規模でフランチャイズチェーンを展開しているYにおいて、Yののれんの価値を高めるべく、見切り販売を勧めず、推奨価格を維持して販売するように指導すること自体はYの経営方針として是認でき、違法ではないが、単なる説得・指導を超えて見切り販売を行うことにより加盟店契約上の不利益が生ずると申し向けたり、指導に従うよう恫喝したり、見切り販売が加盟店契約違反になるなどの虚偽事実を申し向けるなど、加盟店の自由な価格設定の機会を奪っていると言えるような経営指導が行われている場合には違法行為になるが、本件ではそのような指導は認められないとし、請求を棄却した。

(8)大阪判平成25年1月31日 判例時報2185号142頁

平成22年(ヒ)54号,62号 株式売買価格決定申立事件 価格決定(抗告)

本件は、申立人が定款において株式の譲渡制限の定めがある会社に対し、申立人が保有する同社の株式について譲渡承認及び承認しない場合の買取を請求したところ、会社が譲渡承認をしない旨及び自ら買い取るとともに買取人を指定したため、申立人が会社法144条2項に基づく売買価格の決定を申し立てた事案である。

本決定は、裁判所鑑定による価格を採用しているが、鑑定は会社が不動産賃貸業のみを行なう資産管理会社であるという特徴を考慮し、原則として収益還元法によって算定された不動産の価格の合計額から不動産事業全体にかかる本社コスト等を控除して対象会社の事業の収益を算定するという収益還元法を採用し、収益還元法で算定された価格に非流動性ディスカウントを15%として算定された価格を80%、配当還元法によって算定された価格を20%の割合で加重平均して1株2460円とした。なお、裁判所は、申立人の対象会社が資産管理会社であるから時価純資産法を採用すべきとの主張に対し、対象会社が事業の継続を予定していることから時価純資産法を採用すべきではないと排斥し、また、相手方の収益還元法に80%のウエイトを置くことは重すぎるとの主張に対し、申立人の保有割合自体が過半数に達していなくとも経営に影響を与える可能性がないとはいえず支配株としての面を否定することはできないから収益還元法に80%のウエイトを置くことに合理性を欠くものではないとして排斥した。

【知的財産】

(9)知的財産高判平成24年11月15日 判例時報2186号83頁

平成23年(行ケ)第10326号 審決取消請求事件(認容(確定))

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121120113513.pdf>

アディダス・グループに属する会社が、四本線の細長いストライプの商標(本件商標)の無効を求めて審判請求したが、特許庁は同請求を不成立とした。そこで、同審決の取り消しを求めて提訴された事案。裁判所は、運動靴の甲の側面にサイドラインとして付された本件商標は、四本線とそれらの間に存在する三つの空白部分とを二色で塗り分けると四本線が三本線かが紛れる場合があり、四本の細長いストライプではなく、それらの間に存在する空白部分を三本のストライプと認識する場合などがあり、アディダスの著名なスリーストライプ商標(引用商標。細部のデザインが異なる様々なものが存在する。)を想起するから、単に本件商標と引用各商標との外観上の類否を論ずるだけでは足りず、本件商標と引用商標との構成態様より受ける印象及び両商標が使用される指定商品の取引の実情等を総合勘案すると、本件商標を指定商品「履物、運動用特殊靴」に使用したときは、その取引者、需要者において、当該商品がアディダスの業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある、として、アディダス・グループ会社の請求を認めた。

(10)知財高裁 平成25年8月6日 裁判所HP

平成24年(行ケ)10452 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130807092736.pdf>

特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって、原告が本願発明と引用発明との相違点(本願発明は、ハブの収容部に球体が収容される複数の長手溝が「当該収容部と一体的に形成されている」)のに対して、引用発明は、各曲面状部が「円形接合腔部と別体に形成されている」)の看過等を主張したが、原告の請求が棄却された事案。

一般に、共通又は同一の技術分野における周知技術の付加又は置換は、当業者がごく普通に着想することであるところ、動力を伝達するジョイントにおいて、ハブの収容部に球体が収容される複数の長手溝を一体的に形成すること

は、本願優先日において周知の技術手段であり、ハブの収容部に複数の長手溝を一体的に形成することは、構造の簡略化といえる。構造の簡略化は装置や器具において共通する課題であるから、引用発明の接合筐部2に、上記周知の技術手段を適用することにより、引用発明との相違点に係る本願発明の構成である各曲面状部を円形接合腔部と一体的に形成することは、当業者が容易に想到し得ることであるといえる。

原告は、引用発明の接合筐部に、上記従来周知の技術手段を適用しようとする動機付けがなく、また、先端部の先端加工作業は、円形接合腔部内に加工装置を差し込んで行う必要があるため、技術的困難性があるから、審決の相違点に係る容易想到性判断には誤りがある旨主張する。

しかしながら、引用発明の接合筐体(ハブ)と受動回転軸(部材)と鋼球(球体)の構造を上記周知の技術手段に置換することは、当業者が容易に想到し得ることである。一般的に、構造を簡略化して、装置や器具の製造や取扱いを容易にすることは、ごく普通に行われているから、引用発明の複雑な構造に代えて刊行物2ないし4に記載のごとく簡単な構造とすることは、当業者が通常考えることであり、採用することであるといえる。

また、刊行物2には、「本発明の目的は従来の自在継手の欠点を伴わず、機械加工および組立てが容易であって、良好なすべり性を有し、大きな動作角度(例えば20°)が可能であり、特に等速型継手の構成に適したボール型伝動装置を提供することにある。」と記載されているように、機械加工および組立てを容易にするという課題はジョイント(伝動継手)に共通するから、引用発明に上記各刊行物に記載の周知技術を適用することは、動機付けがあるといえる。

以上のとおり、相違点に係る本願発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることであって、原告の取消事由に関する主張は理由がない。

(11)知財高裁 平成25年8月9日 裁判所HP

平成24年(行ケ)10412 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130813104622.pdf>

特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって、原告が本願補正発明(化粧用チップ)と引用発明(アイライナー)との相違点の看過並びに相違点に関する容易想到性判断の誤りを主張し、原告の請求が認められた事案。

本願補正発明の「化粧用チップ」と引用発明の「アイライナーの芯」とは、化粧料を化粧部位に塗布する化粧用具の先端部という点では共通するものの、本願補正発明の「化粧用チップ」は、まぶたや二重の幅にアイシャドー等を付するために、化粧料を面状に付着させたり、塗布したり塗り拡げたり、ぼかしてグラデーションを作るなどするための化粧用具の先端部であると共に、これを目の際に使用して線状のアイラインを描くためにも用いることができるものであるのに対し、引用発明の「アイライナーの芯」は、まぶたの生え際(目の際)に線状のアイラインを描くためにのみ使用する化粧用具の先端部であり、本願補正発明の「化粧用チップ」のように、化粧料をまぶたや二重の幅に面状に塗布したり塗り拡げたりして、アイシャドー等を付するとの機能を備えた用具の先端部ではない点で異なるものである(化粧用チップは、面状のアイシャドー等及び線状のアイライン形成のいずれのためにも使用することができるのに対し、アイライナーの芯は線状のアイライン形成のためにのみ使用することができるものであり、面状のアイシャドー等を形成するために使用されるものではない。)。したがって、化粧用チップとアイライナーの芯とは、一部において用途が共通するとしても、その主たる用途は異なるものであり、これを化粧用具の先端部として同一のものとすることはできない。してみると、審決が、引用発明の「アイラインを描くためのアイライナーの芯」又は「芯」が、文言の意味、形状又は機能からみて本願補正発明の「化粧用チップ」に相当すると判断し、これを本願補正発明と引用発明との相違点として認定せずに、両者は、「塗布部先端の端縁部を線状又は面状にしてなる化粧用チップ」である点で共通すると認定したことは誤りである。

そして、審決は、本願補正発明と引用発明との上記相違点を看過した上で、その一致点及び相違点を認定し、相違点については、引用発明のアイライナーの「芯」の先端部の「略直線状又は略平面状」の形状を化粧用チップの「直線状又は平面状」の形状とすることは「当業者であれば適宜なし得た」と判断したものである。しかし、引用発明の「アイライナーの芯2」は、化粧用チップと異なり、まぶたや二重の幅に化粧料を面状に塗布したり、これを塗り広げるなどしてアイシャドー等を施すとの機能を奏さず、線状にアイラインを描くとの機能のみを奏するものであるから、そのような「アイライナーの芯」の塗布部先端の形状を、まぶたや二重の幅に化粧料を面状に塗布したり、これを塗り拡げるなどしてアイシャドー等を施すとの機能を奏する化粧用チップの塗布部先端の形状として転用し得るものか否かは直ちには明らかではなく、本来であるならば、審決は、このような相違点も踏まえて容易想到性についての判断をすることを要するのに、これをせずに、アイライナーの芯と化粧用チップとの上記相違点を看過して容易想到性の判断をしたものである。よって、審決の上記相違点の看過は、審決の容易想到性の判断に実質的な影響を与える誤りであるといわざるを得ず、審決は取消しを免れない。

(12)東京地判 平成25年07月16日 裁判所HP

平成24(ワ)24571 著作権損害賠償等請求事件(一部認容,一部棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130724133356.pdf>

『海猿』等の作者として知られる漫画家である原告が、被告に対し、被告が原告の描いた似顔絵を無断で画像投稿サイトに投稿し、原告が被告に対して殺害予告をしたとの投稿をしたことは、原告の著作権を侵害し、かつ、その名誉又は声望を害する方法で著作物を利用する行為として原告の著作者人格権を侵害するものであると主張して、不法行為に基づき400万円の損害賠償の支払を求めた事案。

本件似顔絵は、原告が昭和天皇及び今上天皇の似顔絵を創作的に描いたものであって、美術の範囲に属するものであるから、原告は、これにつき著作権及び著作者人格権を有するものと認められ、被告により特にブロックされた者以外の者において自由に閲覧することができる画像投稿サイトに被告は写真をアップロードしたのであるから、これにより、原告が本件似顔絵について有する著作権(公衆送信権)を侵害したものであるというべきである。

また、被告が原告から常軌を逸した攻撃的言動ないし危害の告知を受けたとの事実を摘示する記事を投稿したことは原告の社会的評価を低下させるものであるから、原告の名誉を毀損する行為であると認められる、として、被告が原告の著作者人格権を侵害したこと及び原告の名誉を毀損したことに伴う精神的苦痛の慰謝料としてそれぞれ15万円(合計30万円)が認容され、その余は棄却された。

(13)東京地判 平成25年07月19日 裁判所HP

平成24(ワ)16694 著作権損害賠償請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130726101104.pdf>

被告らが原告らの開催したファッションショーの映像をテレビ番組において放送し、これにより原告会社の著作権(公衆送信権)及び著作隣接権(放送権)並びに原告Aの著作者及び実演家としての人格権(氏名表示権)を侵害したと主張し、被告らに対し、著作権、著作隣接権、著作者人格権及び実演家人格権侵害に基づく損害賠償の支払を求めた事案で、著作権、著作隣接権及び著作者人格権侵害の成否が争点となった。

本件映像部分に表れた衣服及びアクセサリーの選択及び組み合わせ方に、通常考えられるところと著しく異なる特殊な組み合わせ方であるなど、組み合わせを行った者の独自の個性の表れとみることのできるような特殊又は特徴的な点を認めることはできないから、これらの点に創作性は認められず、著作物性は認められない。また、モデルの動作、ポーズ等は著作物に当たらないから、モデルが動作やポーズを取ることは、「著作物を...演ずる」ことに当たらず、「実演」には当たらない、として、原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(14)大阪地決平成24年6月15日 判例タイムズ1389号352頁

平成23年(モ)第566号文書提出命令申立事件(一部認容・確定)

住友電工の株主らは、光ファイバーケーブルのカルテルに関する株主代表訴訟において、公正取引委員会の調査過程における収集資料について文書提出命令を申立てた。同訴訟においては、同社役員にカルテルに故意に関与または黙認した過失、真に有効なカルテル防止に関する内部統制システムを構築しなかった過失、立入調査を受けた時点で課徴金減免制度を利用しなかった過失の有無等が争点であるところ、裁判所はインカメラ手続(民訴法223条6項)を採用した上で、同社の従業員の供述調書(担当者がNTT東日本等との接触した状況や同社の決済状況等カルテルの具体的な態様に関するもの)や同社提出の報告書については、基本的に必要性を認めた上で、個人情報や本件と無関係な部分は除外した。課徴金減免制度に基づく減免申請を行った本件カルテルに関与した同業者の報告書については、証明すべき事実が住友電工内のコンプライアンス状況や本件カルテル発覚後の同社の対応状況等同社内部の具体的事実であることから、関連性がないとして必要性を認めなかった。その上で、必要性が認められたものの文書の各部分について、民訴法220条4号口によりその提出義務を免れるかどうかを検討し、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格からそのような抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容から見てそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であるとし、公正取引委員会による終局処分が未了の事実の端緒情報に関する記載部分(以下、除外部分という)については、具体的なおそれの存在を認めて、提出対象から除外したが、自発的な協力を妨げるおそれや審査手法が明らかにされることからくる証拠隠滅等のおそれについては、独禁法上、審判が開始された場合原則として公開されることや、対象文書の内容等に照らし、抽象的な危険にとどまるとして、除外部分以外の開示について具体的なおそれの存在を否定した。

【公法】

(15) 仙台高判平成25年1月24日 判例時報2186号21頁

平成24年(行コ)第12号 産業廃棄物最終処分場等設置許可処分取消請求控訴事件(控訴取下げにより終了(上告・上告受理申立 上告棄却・不受理))

産業廃棄物処理施設の予定地の近隣住民(原告)が、県(被告)に対し、県知事がした施設設置許可について、主位的に処分取消、予備的に処分取消の義務付けを求めて提訴したところ、第1審審理中に施設設置許可を受けた産業廃棄物処理業者(補助参加人)が県に補助参加した事案において、第1審判決が原告の予備的請求を認容したところ、補助参加人が控訴したが、被告は控訴せず、補助参加人の控訴を取り下げた。このような状況下で、補助参加人は、行政事件訴訟法22条による参加ができる第三者であり、補助参加人の参加を共同訴訟的補助参加と解し、補助参加人の同意なくしてした被告の控訴取下げが無効であると主張して争った。控訴審は、行政事件訴訟法22条による参加ができる第三者であるにもかかわらず、これによることなく敢えて民事訴訟法上の補助参加を選択した以上は、同法の定める補助参加人としての地位に基づく権限を有するに過ぎず、被参加人である県の訴訟行為と抵触する訴訟行為を行うことができない結果、県のした控訴取下げは、補助参加人の同意の有無にかかわらず有効であるとして、主文において訴訟の終了を宣言した。(なお、補助参加人が上告及び上告受理申立をし、上告人兼上告受理申立人である県がこれを取り下げ、上告棄却、不受理で確定したとのこと。)

【社会法】

(16) 東地判平成24年10月5日 判例タイムズ1389号172頁

平成23年(ワ)第8573号地位確認等請求事件(認容・控訴(後控訴棄却))

米国金融情報通信社Yの記者Xは、勤務能力ないし適格性の低下を理由に解雇されたため、解雇無効を主張し、地位確認等を請求した。Xは平成17年にYに中途採用されたが、平成21年12月以後、PIP(Performance Improvement Plan)を3回(各1か月)に渡って課せられた。その内容は、独自記事の週1本の配信(うち1か月に1本は米国本社で審査される「Best of the Week」に提出できる程度のもの)、1日1本ムーンバー記事(大きく値が動いた株価を報じる記事)の配信、日毎及び翌週の行動予定の上司への報告等であり、1回目は、配信本数不足、2回目は本数は達成したものの内容不十分等、3回目は達成状況の結果通知もなく、Xは自宅待機後、解雇された。Yは、解雇事由として 上司との関係を築けない、記者としての能力不足を主張したが、本判決は、 は、解雇時点で労働契約の継続を期待できない程重大なものとは認められず、YはXの能力上の問題点について、年次評価の際に抽象的に指摘したり、一方的にPIPの課題として目標設定しその達成度を確認するに止まり、具体的な指示を出したり、問題意識を共有した上でその改善を図っていく等の具体的な改善矯正策を講じていたとは認められず、PIPの達成度合からすれば、XがYの指示従って改善を指向する態度を示していたと評価し得るとし、 を解雇事由とすることには客観的な合理性(労働契約法16条)がなく、解雇を無効とした。

【その他】

(17) 東地判平成24年7月9日 判例タイムズ1389号235頁

平成23年(ワ)第1628号損害賠償請求事件(一部認容・確定)

本件で、交通事故で死亡した被害者の相続人代理人弁護士が、医療過誤に基づき病院から解決金6600万円を受領したことを秘したまま加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起し、訴訟上の和解に基づき9000万円の支払いを受けたため、同賠償金を支払った保険会社(原告)が、同弁護士(被告)に対し、損害の二重請求をしており不法行為にあたるとして損害賠償を求めた。本判決は、被告は、共同不法行為の連帯債務関係を熟知している弁護士として、和解の際、民法等に定める信義則上の義務として、医療過誤による連帯債務の弁済の事実を知らないことが訴訟経過から明らか相手方である加害者ないしは裁判所に対し、医療機関からの解決金支払の事実を説明し、その情報を提供する義務があるにもかかわらずこれを怠ったとして不法行為の成立を認め、損害額については、加害者が負う本来の損害賠償債務から解決金の支払いにより消滅した連帯債務の部分を控除した損害賠償債務の残額を超える部分について、加害者に代わって損害賠償をした保険会社である原告の権利を侵害したものとし、5285万8967円及びその遅延損害金であるとした。

(18) 古屋地判平成25年2月8日 金法1975号117頁

平成23年(ワ)第6962号 損害賠償請求事件(請求棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130726102759.pdf>

弁護士Xは、訴外Aから委任を受け、訴外B社に対する別件判決に基づく強制執行のため、クレジットカードの発行等を

業とする株式会社であるYを被照会者、照会事項を次のとおりとして、弁護士会照会(弁護士法23条の2)を申し出た。(1)訴外B社が経営するゴルフクラブと加盟店契約をしているのはYか、あるいはグループ会社か。グループ会社であれば、その商号と所在地。(2)訴外B社が経営するゴルフクラブと加盟店契約を、Yあるいはグループ会社としている、相手方当事者である法人の商号と所在地及び上記加盟店契約の契約締結日。Xの所属する弁護士会は、Xによる上記申し出を適当と認めて照会をしたものであるが、Yは、顧客との守秘義務を理由に報告できない旨の回答をし、Xによる再度の報告要請も同理由により拒絶した。しかるに、Xが、上記弁護士会照会に対してY又はその従業員が必要な事項を報告しなかったのは違法であるなどと主張して、Yに対し、民法709条又は715条に基づき、損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたのが本件である。

本判決は、まず、被侵害利益について判断し、弁護士法23条の2が個々の弁護士に対して情報収集権を付与したものと認められないが、弁護士は、受任した事件の処理に必要な調査等を行う営業上の利益を有しており、これは法律上保護される利益に当たるとした。次いで、一般論としては、弁護士会照会を受けた被照会者は、弁護士会に対して当該照会に対する報告をすべき公的な義務を負うが、正当な理由があるときは報告を拒絶することができることと述べたものの、本件においては、Yは、報告を拒否する正当な理由はなく、上記弁護士会照会について、報告義務を負っていたとした。もっとも、本判決は、弁護士法上の報告義務は公的な義務であるから、かかる義務に違反した場合でも直ちに不法行為法上違法であると評価されることにはならないとし、本件においては、Xの被侵害利益の要保護性がとくに強いとはいえず、他に情報を得る適法な制度があり、YにおいてXの営業を妨害する意思があったとはいえないなどの事情があることから、上記弁護士会照会に応じることによるYの負担や不利益が特段大きいものではないことを考慮しても、Yが、上記弁護士会照会に対する報告をしなかったことが、Xの法律上保護される利益を侵害したものと評価することはできないとして、結論的にはXの請求を棄却した。

【紹介済み判例】

知財高判平成22年9月8日 判例タイムズ1389号324頁

平成21年(ネ)第10078号著作権侵害差止等請求控訴事件(控訴棄却・上告受理申立(後上告棄却))

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100909131245.pdf>

法務速報125号14番にて紹介済み

知財高判平成22年11月15日 判例タイムズ1389号309頁

平成21年(行ケ)第10433号審決取消請求事件(請求棄却・上告受理申立(後上告受理申立不受理))

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101116133707.pdf>

法務速報116号10番にて紹介済み

名古屋高判平成24年1月31日 判例タイムズ1389号358頁

平成22年(ネ)第1409号損害賠償等請求、独立当事者参加申立控訴事件(取消、自判・上告受理申立)

法務速報131号24番にて紹介済み

東地判平成24年10月5日 判例タイムズ1389号208頁

平成24年(ワ)第12762号預金返還請求事件(請求棄却・確定)

法務速報146号5番にて紹介済み

最二決平成24年11月6日 判例タイムズ1389号109頁

平成24年(あ)第23号傷害、強盗、建造物侵入、窃盗被告事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121109140300.pdf>

法務速報139号21番にて紹介済み

東京地判平成25年2月28日 判例時報2186号154頁

平成23年(ワ)第38969号 債務不存在確認請求事件(認容(控訴))(注:逆綴じ・横書きで、同号の末尾から判例が紹介されています。)

判例速報144号16番で紹介済み

最一決平成25年3月5日 判例時報2185号151頁

平成24年(あ)512号 賭博開帳図利被告事件 上告棄却

判決文：<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=83048&hanreiKbn=02>

法務速報143号22番で紹介済み

最一決平成25年3月5日 判例タイムズ1389号120頁
平成24年(あ)第512号賭博開帳図利被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130308102416.pdf>
法務速報143号22番にて紹介済み

最一判平成25年3月7日 判例時報2185号64頁
平成23年(受)1493号 損害賠償請求事件 破棄自判
判決文: <http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=83047&hanreiKbn=02>
法務速報143号3番で紹介済み

最一判平成25年3月7日 判例タイムズ1389号95頁
平成23年(受)第1493号損害賠償請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130520092211.pdf>
法務速報143号3番にて紹介済み

最一決平成25年3月15日 判例タイムズ1389号117頁
平成25年(し)第110号裁判員候補者についての不選任決定の請求を却下する決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130319132927.pdf>
法務速報143号23番にて紹介済み

最一決平成25年3月18日 判例時報2186号113頁
平成24年(あ)第199号 威力業務妨害, 建造物不退去被告事件(上告棄却)
判例速報143号24番で紹介済み

最一決平成25年3月18日 判例タイムズ1389号114頁
平成24年(あ)第199号威力業務妨害, 建造物不退去被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130321092845.pdf>
法務速報143号24番にて紹介済み

最二判平成25年3月22日 判例タイムズ1389号91頁
平成23年(受)第1490号損害賠償等請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130520094209.pdf>
法務速報144号2番にて紹介済み

最三判平成25年3月26日 判例時報2185号64頁
平成23年(受)1496号 損害賠償請求本訴, 受払金請求反訴事件 破棄自判
判決文: <http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=83106&hanreiKbn=02>
法務速報144号3番で紹介済み

最三判平成25年3月26日 判例タイムズ1389号95頁
平成23年(受)第1496号損害賠償請求本訴, 受払金請求反訴事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130520102331.pdf>
法務速報144号3番にて紹介済み

最二決平成25年4月26日 判例時報2186号36頁
平成24年(許)第15号 担保取消決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
判例速報145号17番で紹介済み

最二決平成25年4月26日 判例タイムズ1389号102頁
平成24年(許)第15号担保取消決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130430153142.pdf>

法務速報145号17番にて紹介済み

2. 平成25年(2013年)8月21日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

園部 厚 著 民事法研究会 136頁 1,680円
わかりやすい紛争解決シリーズ わかりやすい不動産登記関係紛争解決の手引

遠藤英嗣 著 日本加除出版 531頁 4,935円
新しい家族信託 遺言相続,後見に代替する信託の実際の活用法と文例

杉本幸雄 著 清文社 534頁 3,570円
不動産実務百科Q&A平成25版

飯田秀総 著 商事法務 361頁 7,875円
株式買取請求権の構造と買取価格算定の考慮要素

江頭憲治郎編 有斐閣 664頁 5,985円
株式会社法大系 会社法学の最前線

千葉県弁護士会編 ぎょうせい 468頁 3,990円
慰謝料算定の実務(第2版)

8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

小柳茂秀 著 日本加除出版 443頁 5,040円
財産開示の実務と理論 勝訴を無駄にしないための三段活用

吉田利宏 著 労務行政 223頁 3,700円
実務家のための労働法令 読みこなし術

木村大樹 著 経営書院 253頁 2,625円
実務解説労災補償法 最新の法令,判例をふまえて解説

加藤幸雄/前田忠弘 監修/藤原正範/古川隆司 編 法律文化社 225頁 3,045円
司法福祉 罪を犯した人への支援の理論と実践

宇賀克也 著 有斐閣 537頁 5,250円
情報公開・個人情報保護 最新重要裁判例・審査会答申の紹介と分析

福永有夏 著 有斐閣 611頁 9,660円
国際経済協定の遵守確保と紛争処理 WTO紛争処理制度及び投資仲裁制度の意義と限界

発刊書籍<解説>

「慰謝料算定の実務」

全18章からなる本であり、離婚、不貞などの男女間のトラブル、交通事故、刑事事件から、ハラスメント、医療事故、公害、相隣関係、消費者取引、金融取引、公権力の不当行使、宗教、スポーツ事故に至るまで、様々な分野の慰謝料について、裁判例等をもとに分析がなされている。

各分野ごとに判例一覧表がまとめられており、参考になる本である。

「国際経済協定の遵守確保と紛争処理 WTO紛争処理制度及び投資仲裁制度の意義と限界」

第1部一般的考察として、国際法の自発的遵守を導く要因、国際法の遵守確保制度が、第2部実証分析として、主体、審理の対象と方法、救済の内容と実施確保が考察されている。

